

日本の投資先企業に対する 議決権行使方針

2026年1月発効

Vanguard Portfolio Management, LLC

Vanguard Fiduciary Trust Company

Vanguard Global Advisers, LLC

目次

- 3 はじめに
- 4 柱Ⅰ：取締役会の構成と有効性
- 8 柱Ⅱ：取締役会による戦略とリスクの監督
- 10 柱Ⅲ：役員報酬
- 11 柱Ⅳ：株主の権利

はじめに

この議決権行使方針（以下「本方針」）は、日本に本拠を置く企業において株主の投票の対象となり得る株主提案に関する一般的な立場を示すものであり、長期的な株主リターンを支援すると考えられるガバナンス慣行と整合しています。本方針は、Vanguard Portfolio Management, LLC（VPM）が助言を行う米国籍の投資信託およびETFを含む、特定のVanguard関連会社が運用するファンドおよびポートフォリオの取締役会（または関連する意思決定機関）により採択されています。これには、Vanguard Fiduciary Trust Company、およびVanguard Global Advisers, LLCの各取締役会が、一定の株式インデックスおよびクオンツ株式ファンドおよびポートフォリオの運用に関連して採択したものも含まれます（これらを、VCMが助言を行う米国籍の投資信託およびETFと併せて、以下「ファンド」といいます）。本方針の採択は、実効性のあるコーポレート・ガバナンスの慣行が長期的な投資リターンを支えるものであるとの考えに基づいています。

会社経営陣により提出されたものであるか、または他の株主により提出されたものであるかを問わず、提案は、幅広い要素に基づく事実および状況を踏まえた分析を要する場合が多いことに留意することが重要です。本方針において特定の議決権行使の判断が推奨される場合であっても、すべての議案は、各ファンドの投資目的に沿い、かつ当該ファンドの最善の利益に資すると判断される内容に基づき、個別案件ごとに議決権が行使されます。本方針は長期的な期間にわたって適用されるものであり、そのため、特定の事項に関する議決権行使の結果に対して企業の取締役会が十分に対応しない場合には、将来において当該事項のみならずその他の事項についても、支持が差し控えられる可能性があります。

本方針は、基本的な前提として、企業が上場している市場の関連するガバナンスフレームワーク（上場基準、ガバナンスコード、法律、規制など）を遵守することを企業に求めています。本方針はこれらの枠組みを踏まえて策定されていますが、最終的な議決権行使の判断は、インベストメントスチュワードシップ・チームによる独立した調査、分析およびエンゲージメントに基づき、当該フレームワークの適用結果と異なる場合があります。さらに、本方針および特定の議決権行使事項へのその適用は、関連する各ファンドが、発行体の経営戦略に影響を与えたり、支配権の変更を目的としたりする意図なく、通常の業務過程において有価証券を取得・保有していることを前提としています。これらのファンドでは、ポートフォリオ企業において、取締役の指名を行うこと、委任状（代理投票）の勧誘を行うこと、またはその勧誘に参加すること、もしくは株主提案を提出することを行うことはありません。本方針を特定の議決権行使事項に適用する際には、当該ファンドおよび／またはThe Vanguard Group, Inc. ならびにその子会社（以下総称して「Vanguard」）が従う必要のある受動性要件にも従うものとします。

コンプライ オア エクスプレイン（遵守せよ、さもなければ説明せよ）。日本の国内基準では、企業が推奨されるコーポレート・ガバナンス慣行から逸脱することは可能ですが、その場合は逸脱の理由を説明する必要があります。会社法と上場規則は、日本のコーポレートガバナンスの主要な法的枠組みを提供し、日本のコーポレートガバナンスコードで規定されたベストプラクティスは、「コンプライ オア エクスプレイン（遵守せよ、さもなければ説明せよ）」の原則に基づいて運用されています。

企業は、推奨されるガバナンスの慣行から逸脱する場合、その理由を説明する必要があります。このような場合は、たとえば推奨される慣行に代わって何を実施しているのか、なぜその代替システムおよび／またはプロセスが株主にとって最善の利益となるのかといったことを説明しなければなりません。

管轄区域が複数にわたる企業。企業が複数の取引所に上場している場合、または上場している国とは異なる国で登記されている場合、主要な上場市場の適用法と上場規則に従い、現地のコーポレートガバナンスコードを適用する必要があります。市場基準や現地のコーポレートガバナンスコードから逸脱している場合、その企業は、その逸脱理由を説明しなければなりません。

柱Ⅰ：取締役会の構成と有効性

ファンドは、各企業における株主の投資に対する長期的なリターンを最大化するため、全株主の利益を代表する取締役会の取締役は、適切な独立性、経験、コミットメント、能力、多様性を備えているべきだと考えます。思想、経歴、経験の多様性は、取締役会が株主の利益を守る効果的で献身的なスチュワードとしての役割を果たす能力に大きく寄与します。投資先企業の実務取締役会は、関連する市場に特有のガバナンスフレームワーク（上場基準、ガバナンスコード、法律、規制など）に基づいて評価されます。

取締役会および主要委員会の独立性

日本では、会社法上、以下の3種類の取締役会構成が認められています。

1. 1層構造で、3つの委員会（監査、指名、報酬）を有する取締役会
2. 1層構造で、監査委員会を有する取締役会
3. 取締役会と監査役会の2層構造

一般に、企業の実務取締役会は、その企業に最適な取締役会の構成を判断するのに最適な立場にあります。

取締役会の独立性

企業の経営監督において株主の利益を適切に代表して反映するために、取締役会および主要な委員会は十分に独立しているべきです。

支配株主がいないプライム上場企業については、取締役会の少なくとも3分の1は独立した社外取締役で構成される必要があります。支配株主を有するプライム上場企業の場合、取締役会の過半数は独立した社外取締役で構成される必要があります。

支配株主のいないその他のすべての上場企業は、取締役会に独立した社外取締役が少なくとも2人必要です。支配株主を有する同様の企業は、取締役会の少なくとも3分の1が独立した社外取締役で構成される必要があります。

企業がこれらの基準を満たしていない場合、取締役会議長や取締役の指名に関与するその他の該当取締役に反対票を投じることが推奨される場合があります。

以下は、独立性に影響を与え得る一般的な要因です。

- ・ 現在および過去の従業員。現在または過去の従業員である個人は、原則として独立した立場とはみなされません。
- ・ 兼任取締役。他の企業や団体で取締役を兼任している場合、または他の取締役と重要な関係を持っている場合、その取締役は一般的に独立した立場とみなされません。さらに、当該企業との株式持ち合い関係にある企業で勤務している取締役は、一般的に独立した立場とはみなされません。
- ・ 株主代表。株主の代表者または株主の従業員は、原則として独立した立場とはみなされません。さらに、株主と密接な家族関係やビジネス上のつながりを持つ取締役は、原則として独立した立場とはみなされません。
- ・ 取引関係。当該企業と直接重要な取引関係を持った、または当該企業とかかる関係を持つ団体のパートナー、株主、取締役、上級従業員として重要な取引関係を持った取締役候補者は、原則として独立した立場とはみなされません。
- ・ 家族関係、その他の人的関係。会社の顧問、取締役、上級従業員と密接な家族関係を持つ取締役は、原則として独立した立場とはみなされません。
- ・ 成果主義に基づく報酬。成果主義に基づく報酬制度に参加する取締役は、原則として独立した立場とはみなされません。
- ・ その他の要因。関与や調査により、取締役の独立性が損なわれていると判断された場合、その取締役は独立した立場とみなされないことがあります。

主要委員会の独立性

1層構造の取締役会（3つの委員会または監査委員会のいずれかを有する）は、独立した社外取締役が過半数を構成する委員会（監査委員会、指名委員会、または報酬委員会）を設置する必要があります。そのような独立性がない場合、社内取締役および／または非独立社外取締役に反対票を投じることが推奨される場合があります。

独立した取締役会のリーダーシップ

独立した議長の地位を設定するか、CEOと議長の地位を分離するための経営提案に対しては、原則として賛成票を投じることが推奨されます。

取締役会構成

当ファンドは、取締役会が十分な幅広いスキル、経験、視点を反映させることで、全株主を代表して効果的に独立した監督が可能な認知的多様性をもたらすことにより、目的に適合するべきだと考えています。ファンドでは、スキル、経験、特性が適切に組み合わされた各取締役会は固有のものであり、さまざまな観点から会社の戦略や重要なリスクに関連する専門知識を反映すべきであると考えています。

この目的のために、ファンドは、企業戦略、長期的な業績、株主リターンを促進するための適切で効果的な取締役会を構築、評価、維持するための取締役会のプロセスについて、企業が十分な情報開示を行うべきだと考えています。この十分な情報開示には、各取締役が有するスキル、経歴、経験の幅や、それらが企業の戦略とどのように整合しているか（多くの場合、スキルマトリックスとして提示される）が含まれる場合があります。このような開示には、取締役会の構成と有効性を定期的に評価するための取締役会のプロセス、取締役会の刷新と進化を通じて対処すべきギャップや機会の特定、および将来的にスキル、経験、および視点を適切に組み合わせることを確実にする堅牢な指名（および再指名）プロセスに関する開示を含む場合もあります。

取締役会の構成は、関連する市場に特有のガバナンスフレームワーク（例：上場基準、ガバナンスコード、法律、規制など）で定められた要件を遵守し、企業が上場している市場の市場規範と一致している必要があります。取締役会の構成がそのような要件に一致しない場合や、現行の市場の規範と異なる場合、その違いについての取締役会の理由（および予想される対応策）が企業の一般開示において説明されるべきです。

調査および／またはエンゲージメントに基づき、企業の実績の取締役会の構成や関連する情報開示が、関連する市場に特有のガバナンスフレームワークや市場規範と一致しない場合、指名・ガバナンス委員会の議長、または取締役の指名に関与するその他の関連する取締役に対して、反対票を投じることが推奨される場合があります。

監査役の選任

監査役の独立性は、上記で取締役に対して示した独立性の基準と同じ基準を用いて評価されます。

監査役会の過半数が独立していない場合、独立していない監査役の選任に対して原則として反対票を投じることが推奨されます。

重要な財務上の虚偽記載や不正に関連する懸念があり、それに関連する不始末について監査役会の候補者に責任があると判断される場合、その候補者には原則として反対票を投じることが推奨されます。

出席

前年度において取締役会および委員会の会合に合計で75%未満しか出席していない取締役に対しては、特別な事情が開示されている場合や、取締役としての任期が1年未満の場合を除き、原則として反対票を投じることが推奨されます。

なお、会社によっては内部者の取締役会および／または監査役会への出席率を開示していないことがあります。すべての取締役の会合出席状況の開示が推奨されます。

取締役の責任と補償

取締役の責任制限や補償規定の拡大に関する経営陣の提案は、ケースバイケースで評価されます。

取締役が善意で行動したと認められる限り、受託者責任（善管注意義務）違反に関して取締役を免責する提案については、原則として賛成票を投じることが推奨されます。取締役が故意に受託者責任（善管注意義務）に違反した行為やその他の犯罪行為に関与した場合に取締役を免責する提案については、原則として反対票を投じることが推奨されます。

取締役の氏名と略歴

年次総会の前に、取締役の氏名と略歴が十分に開示されていない場合、原則として反対票を投じることが推奨されます。

取締役の説明責任

取締役は、一般的に取締役会によって指名され、株主によって選任され、株主の利益を代表する役割を担います。取締役会が株主の過半数によって承認された行動を適切に考慮しなかった場合、株主の利益に反して一方的に行動した場合、または独立した分析に基づき、その監督役割を果たさなかった場合、その責任があると見なされる取締役（一般的にはその機能的または委員会レベルの責任に基づく）への反対票を投じることが推奨される場合があります。このような状況は、取締役会および／または該当する委員会での任期が1年未満の取締役に対しては通常適用されませんが、その場合には代わりに他の関連する取締役に対して適用されることがあります。

取締役選任の争点

取締役選任が争点となる場合は、ケースバイケースで分析されます。委任状争奪戦の分析は、以下の3点に着目します。

- 対象企業における変革の必要性
 - － 同業他社と比較してどうであったか？
 - － 現取締役会は、企業の戦略およびその実行をどの程度効果的に監督してきたか？
 - － 反対派の主張は、対象企業の長期的な株主リターンをどの程度向上させるか？
- コーポレートガバナンスの質
 - － 企業のガバナンス構造は、市場慣行に沿って株主権をどの程度効果的に支えているか？
 - － 過去において、取締役会は株主からの意見を受け入れる体制が十分に整っており、それに対して十分に対応したか？
- 会社および反対派の取締役候補の質
 - － 既存の取締役会（および/または会社の候補者）は、長期的な株主の利益に奉仕するために十分に独立し、能力があり、効果的か？
 - － 変革の正当な理由が示された場合、反対派の指名候補者は、企業の指名候補者と比べて長期的な株主利益により沿った人物と考えられるか？

柱Ⅱ：取締役会による戦略とリスクの監督

取締役会は、各社に最も関連性が高く重要なリスクに対する効果的な監督とガバナンス、および会社の長期的な戦略に対するガバナンスに対する責任を負います。取締役会は、長期的に株主価値に影響を与える可能性のあるリスクを特定、定量化、緩和、開示するために、徹底的、統合的かつ思慮深いアプローチを採る必要があります。取締役会は、通常の業務を通じて、リスク監督に対するアプローチを株主に伝えなければなりません。

資本構成

配当金。経営陣の提案に対して支持すべきでない重大な理由がない限り、利益配分の提案には原則として賛成票を投じることが推奨されます。

株式発行依頼。既存株主への希薄化総量や、会社の資本金発行歴などが考慮されます。

- 授權資本が現在の授權資本の100%を超えず、かつ会社が授權資本の増加について適切な根拠を示す限り、原則として授權資本の増加に賛成票を投じることが推奨されます。
- 第三者への株式の発行および／または私募は、当該取引の合理性および条件を考慮して、ケースバイケースで評価されます。

自社株買いと資本の減少。現在の発行済株式資本の10%までの自社株買いに関する通常の権限については、買い付け条件が株主の利益にかなっており、かつ過去にこのような権限が乱用された履歴がない限り、原則として賛成票を投じることが推奨されます。

- 株主の事前承認なしに取締役会が自社株買いを実施できるよう会社定款を修正する提案は、提示された理由や過去の自社株買いおよび配当履歴を考慮して、個別に評価されます。
- 企業の不正行為、好ましくない行動、または相対的な企業業績に関する懸念がある場合、自社株買い、資本の減少、またはその他特定の資本関連取引を行うことを求める株主提案についてケースバイケースで評価します。

優先株式。優先株式の創設、改訂、または発行を求める提案については、発行の理由、会社の株主構成、過去の株式発行における不正利用の有無、ならびに会社の株主権に対する一般的な方針を考慮した上で、ケースバイケースで評価します。

M&A、金融取引など

取引は、株主に対する長期的リターンを維持または創出する可能性に基づいて評価されます。すべての合併、買収、および金融取引は、4つの主要分野に焦点を当てたガバナンス中心の評価に基づいてケースバイケースで検討されます。

- 評価額
 - 取引において提供される対価は、他の類似した取引と整合しているように見えるか（規模、業界、範囲などを調整した場合）？
- 理論的根拠
 - 取締役会は、この取引が企業の長期的な株主の利益とどのように整合しているかを十分に説明したか？
- 取引プロセスにおける取締役会および経営陣の監督
 - 取締役会は、評価プロセスの厳密さについて十分な証拠を提供したか？これには、独立した評価報告書や公正性意見、取締役会の代替機会の評価プロセスに関する議論、経営陣のインセンティブ、またはその他の関連する開示が含まれる場合があります。
 - 取締役会は、取引当事者間の潜在的な利益相反をどのように管理したか？

- 存続企業のガバナンスプロフィール

- 存続する事業体（非現金取引）において、株主の利益は十分に保護されているか？

監査法人の選任

監査人の変更に関して重大な懸念がある場合や、新しい監査人の独立性が損なわれるおそれがある場合を除き、提案されている監査法人の選任については、原則として賛成票を投じることが推奨されます。

環境／社会に関する提案

各提案は、その利点と、会社の取締役会が戦略およびリスク管理の効果的な監督を行う責任を有するという観点から評価されます。この監督には、長期的な株主の利益に影響を及ぼす可能性のある、業界固有および企業固有の重要なリスクと機会の監督が含まれます。

各提案は、その内容の妥当性および企業の公表情報の文脈に基づいて評価されますが、投票分析ではさらに、これらの提案を市場規範や広く受け入れられているフレームワークと照らして検討します。

以下を行う株主提案を支持することが推奨される場合があります。

- 企業の現行開示が、市場規範や広く受け入れられている投資家向けフレームワーク（例：国際サステナビリティ基準審議会（ISSB））と比較して不足している点に対応している
- 業界固有の財務上のマテリアリティ主導のアプローチを反映する
- 企業戦略や日常業務、時間枠、コスト、またはその他の事項を決定するなど、過度に規定しない

本方針を採用する各ファンドは受動的な投資家であり、企業戦略の指示や、企業の日常的な経営への介入を行う役割を持ちません。企業による、長期的な株主リターンに影響を与える重要なリスクの十分な開示は、企業評価の参考となり、公開市場にとって有益です。明確かつ比較可能で一貫性のある正確な情報開示により、株主は取締役会のリスク監視の強度を把握することができます。さらに、株主は原則として、具体的な事業戦略について十分な情報を有さず、企業に対して具体的な運営目標や環境／社会的方針を提案することはできません。これは経営陣や取締役会が負うべき責任です。したがって、重要なリスクに関する開示を求める提案や、企業がこれらのリスクを長期的に管理する方針および実務の開示を求める提案については、支持される可能性が高くなります。

柱Ⅲ：役員報酬

長期的な相対的業績と連動する報酬制度は、企業の投資家にとって持続可能な長期的価値を生み出す基本的な原動力です。経営陣のインセンティブ・報酬と株主に対する長期的な利益との関連性を株主に確信してもらうためには、報酬方針、会社の業績との整合性、その結果について効果的な情報開示を行うことが極めて重要です。

報酬に関する開示が不十分な市場においては、開示の改善が奨励されます。経営陣の報酬が長期的な株主リターンとどのように連動しているかを株主が評価できるように、企業が報酬関連の開示を強化すべき分野は、報酬関連の提案への投票やエンゲージメントを通じて示される場合があります。

年間退職金および賞与制度

役員賞与や退職金関連の提案や計画について、賞与額が開示されていない場合は、原則として反対票を投じることが推奨されます。

また、ファンドの独立性や利益相反の懸念から、不相応に高額な計画や社外取締役や監査役を含む計画には、原則として反対票を投じることが推奨されます。

株式報酬制度

従業員の報酬制度に関する投票は、ケースバイケースで評価されます。

従業員に対する株式報酬制度を採用する企業は、これらの制度を長期的な株主の利益およびリターンに沿ったものとするべきです。株式報酬制度を評価する際は、主に以下の4つの要素が考慮されます。

- 株主の希薄化 - 提案された計画と過去のすべての計画からの希薄化は、原則として、成熟企業では5%以下、成長企業では10%以下とする（ただし、企業が適切な根拠を示す場合に限り）
- ストックオプションの割引
- 会社の付与履歴
- 市場慣行との整合性

取締役および監査役報酬

増額が説明されており、その報酬が同業他社と同程度で妥当と考えられ、取締役および／または監査役がその役割を果たすのに必要な時間を考慮している限り、取締役および監査役報酬の増額には原則として賛成票を投じることが推奨されます。

企業の不正行為が懸念される場合、役員報酬の増額を求める提案には原則として反対票を投じることが推奨されます。

柱Ⅳ：株主の権利

ファンドは、企業が取締役会と経営陣が株主の最良の利益を代表して機能することを確保するためのガバナンス慣行を採用すべきだと考えています。このようなガバナンスの実践は、株主の基本的な権利を保護し、支援するものです。以下の事項の多くに関する提案は、会社経営陣または株主のいずれかが提出することができます。提案者に関係なく、以下に説明するとおり株主の権利を保護するガバナンス構造の承認を求める提案は、原則として支持され、そうでない提案は原則として反対されます。

年次報告書および決算書

年次報告書および決算書については、原則として賛成票を投じることが推奨されます。以下の場合、年次報告書および決算書に反対票を投じることが推奨される場合があります。

- ・ 財務諸表および／または外部監査人の誠実さに懸念がある場合
- ・ 財務上の虚偽の記載があった場合
- ・ 監査人が、監査意見を表明しないことを選択した場合、監査意見を限定的に表明した場合、または特に留意すべき事項を強調した場合

取締役会の構成と取締役の選任

取締役の年次選任はベストプラクティスとみなされます。既存の期差取締役会を廃止する提案には、原則として賛成票を投じることが推奨され、経営陣や株主から提出された、期差取締役会を新たに設置する提案には、原則として反対票を投じることが推奨されます。

追加のシェアクラス

ファンドは、議決権と経済的利益を一致させることがグッドガバナンスの基礎となると考えています。したがって、複数のシェアクラスを発行する、または発行を提案する企業は、各クラスが異なる議決権を持つ場合、多くの投資家が重視する「1株1票」の理念を考慮すべきですが、株式市場での資本形成を妨げるべきではありません。新規公開のデュアルクラス企業は、会社を時間の経過とともに1株1票体制に移行させるサンセット条項を採用することを検討すべきです。

異なる投票権を伴う追加のシェアクラスの導入に関する提案およびデュアルクラスの株式構造の廃止に関する提案は、ケースバイケースで評価されます。

買収防衛策（ポイズンピル）

買収防衛策の導入または更新は、ケースバイケースで評価されます。買収防衛策に関しては、次の場合に原則として反対票を投じることが推奨されます。

- ・ なぜそのような計画が必要か、十分に開示されていない、または根拠が十分に示されていない
- ・ 計画の条件や発動時期の開示が曖昧である
- ・ 取引評価をおこなう特別委員会に、非独立取締役または監査役が含まれている
- ・ 取締役会全体の独立性が、当該方針の下で取締役会の独立性セクションおよび日本のコーポレートガバナンスコードで規定されている基準を下回っている
- ・ トリガーのしきい値が発行済株式の20%未満である
- ・ 計画期間が3年以上であるか、計画が継続的に更新される理由について、十分な根拠がないのに合計すると3年以上も実施されている
- ・ 計画によって株主の権利が何らかの形で損なわれる

- 同社には、買収防衛策と見なされる恐れがある他の機構または方針がある
- 取締役会による過去の行動や取締役会の監督に関する懸念から、この計画が悪用される可能性があることを示す証拠がある。

定款の変更

管理上またはハウスキーピング上の更新や修正を含む軽微な変更には、原則として賛成票を投じることが推奨されます。その他すべての定款変更を評価する場合、以下の点を考慮します。

- 定款の変更を必要とする可能性のある会社法や上場規則の変更
- 変更により、企業のガバナンス構造やプロセスがベストプラクティスに沿わなくなる、または既存の取り組みより後退する可能性があるか（企業から提供された変更理由も考慮）
- 変更が一般的に株主の権利を害するものでないか

再登記

他の法域に再登記する提案や、企業の主要上場を変更する提案は、企業および株主にとっての相対的なコストと便益に基づき、ケースバイケースで評価されます。考慮すべき点には、移転の理由、規制、ガバナンス、株主の権利、及び潜在的な利益の違いが含まれます。

企業が一つの所在地から別の所在地へ再登記することに関する株主提案には、原則として反対票を投じることが推奨されます。

株主提案

すべての株主提案は、提案要請、規定基準、提案者からの理論的根拠および会社がおこなう対応、加えて取締役会が問題に対して、すでに適切に対処しているか、提案で概説されている問題に対処するための措置を講じているかを考慮して、ケースバイケースで評価されます。

株主総会規則および手続き

定足数。株主総会の定足数を、発行済み株式の過半数未満に減らすような提案には、それを支持する説得力のある論拠がない限り、原則として反対票を投じることが推奨されます。

その他会議に付されることがある事項その他会議に付されることがある事項を承認する提案には、原則として反対票を投じることが推奨されます。

株主提出の場合の、取締役に対する法的措置の検討承認。提案された審議に関する情報開示が不十分であれば、このような提案には原則として反対票を投じることが推奨されます。

株主提出の場合の、取締役に対する法的措置の検討承認。原則として、議題に上がっている提案が支持されている場合には総会の延期に対し賛成票を投じることが推奨され、反対されている場合には反対票を投じることが推奨されます。

一括提案。一括の経営提案は、ケースバイケース評価されます。

年次株主総会の日時・場所の変更。年次総会の日時や場所の変更に関する経営陣の提案が妥当なものであれば、原則としてその提案に賛成票を投じることが推奨されます。

ハイブリッド／仮想会議。「ハイブリッド」会議（株主が直接会社の物理的な会議に出席するか、オンラインで参加することを選択できる）の実施を求める提案については、原則として賛成票が推奨されます。「仮想のみ」の会議（対面における会議を行わず、すべてオンラインでの参加によって開催される会議）を実施する提案も支持することがあります。仮想会議は、株主が質問する権利を制限しないように、企業によって適切に設計されるべきです。



© 2026 The Vanguard Group, Inc.
All rights reserved.

5079430 012026